

## 株式会社商工組合中央金庫が実施する 東邦シートフレーム株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社商工組合中央金庫が実施する東邦シートフレーム株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

\* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

## 第三者意見書

2024年11月29日  
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

東邦シートフレーム株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

## I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が東邦シートフレーム株式会社（「東邦シートフレーム」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業

主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。<sup>1</sup>
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

## II. PIF 原則への適合に係る意見

---

### PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

---

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、東邦シートフレームの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピックおよび SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、東邦シートフレームがポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

---

### PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

---

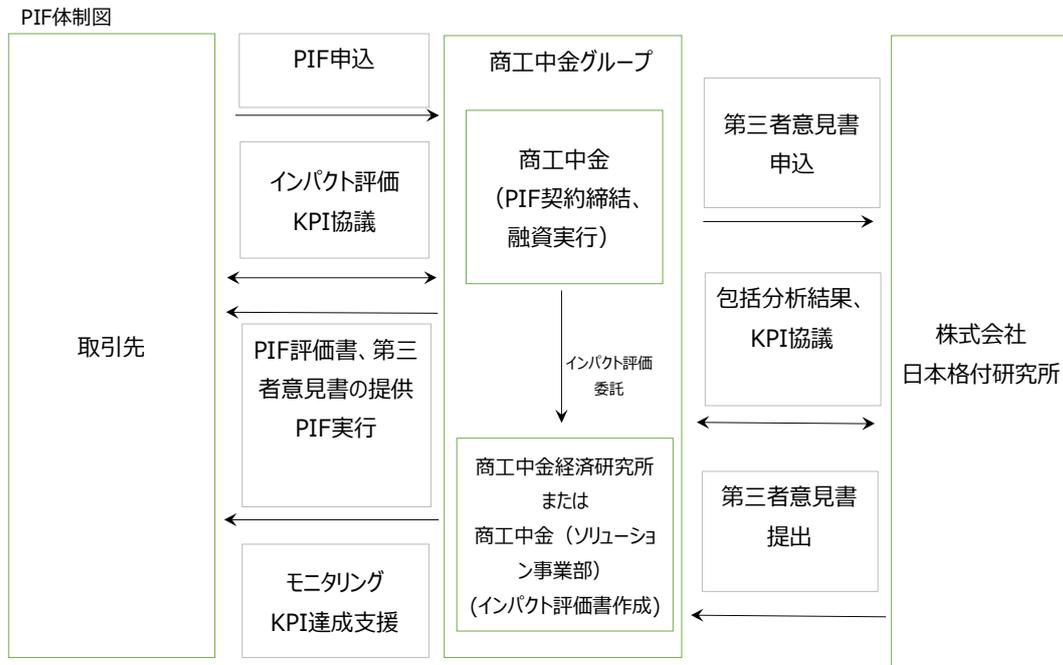
JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

---

<sup>1</sup> 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

### PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。

---

#### PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

---

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

### III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である東邦シートフレームから貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

- 
- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
  - 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
  - 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
  - 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

---

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



#### IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当アナリスト

梶原 康佑

梶原 康佑



### 本第三者意見に関する重要な説明

#### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

#### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース  
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

#### 3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

#### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

#### 5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

#### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものも、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

#### ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

#### ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

#### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

# ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2024年11月29日

株式会社商工中金経済研究所

---

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が東邦シートフレーム株式会社（以下、当社）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、当社の活動が、自然環境・社会・社会経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中堅・中小企業<sup>※1</sup>に対するファイナンスに適用しています。

※1 中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

## 目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
  - 2.1 基本情報
  - 2.2 業界動向
  - 2.3 企業理念、経営方針等
  - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

## 1. 評価対象のファイナンスの概要

<b>企業名</b>	東邦シートフレーム株式会社
<b>借入金額</b>	150,000,000 円
<b>資金使途</b>	運転資金
<b>借入期間</b>	10 年
<b>モニタリング実施時期</b>	毎年 8 月

## 2. 企業概要・事業活動

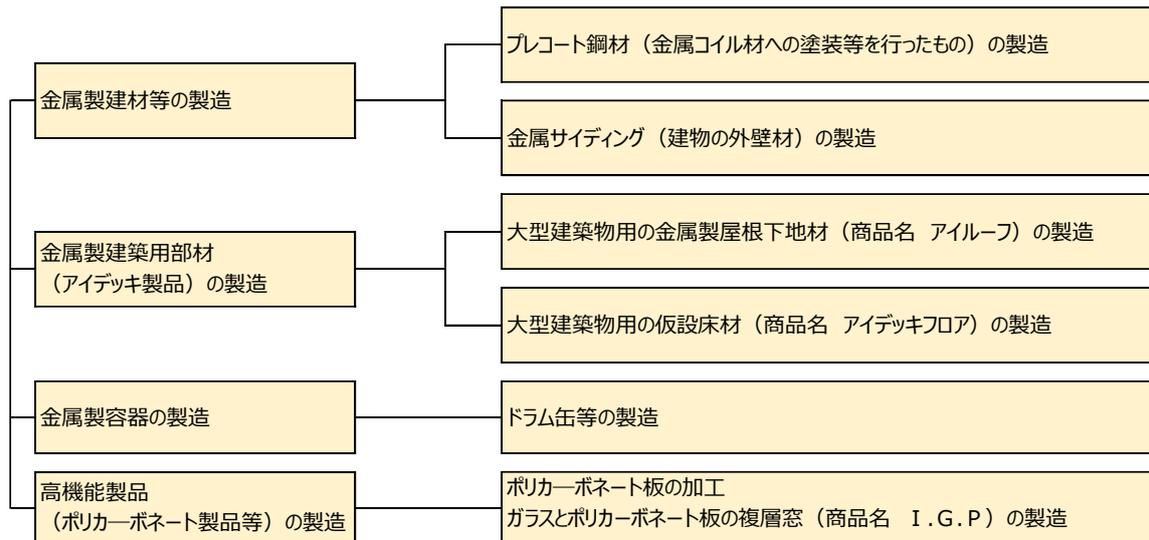
### 2.1 基本情報

<b>本社所在地</b>	東京都中央区日本橋 3 丁目 12 番 2 号	
<b>創業・設立</b>	1937 年 3 月 30 日	
<b>資本金</b>	350,000,000 円	
<b>従業員数</b>	167 名 (2024 年 9 月現在)	
<b>事業内容</b>	1. 亜鉛鉄板、金属建材並びにその他金属製品の製造販売並びに加工 2. 鋼製ドラム缶の製造販売 3. 車両樹脂製品の加工、販売及び工事	
<b>主要取引先</b>	<b>【販売先】</b> 信越化学工業株式会社 株式会社セキノ興産 北海道旅客鉄道株式会社 (JR 北海道) ほか	<b>【仕入先】</b> 日本製鉄株式会社 日鉄物産株式会社 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 ほか

**【業務内容】**

当社は、1937年に亜鉛鉄板の製造（鍍金）にて創業した金属加工業者で、現在では金属製の建築用資材・部材の製造、金属製容器の製造、及びプラスチック製品の製造（ポリカーボネート製品の加工）を行っている。以上の現在の主な事業の概要をまとめると、下記図表1記載のとおりである。

（図表1）当社事業の概要



（当社からのヒヤリングにより商工中金経済研究所にて作成）

上記の各事業について、その事業内容及び特徴を次頁以降にて記載する。

【各事業の特徴】

1. 金属製建材等の製造（主要製品：プレコート鋼材・金属サイディング）

（売上構成比 約 30%）

この事業部門は主に以下の 2 事業に分類される。

（1）金属製建築資材の製造

冷延コイル、溶融亜鉛めっきコイル等の金属素材にプレコート（塗装等）加工を施し、建設部材（外壁、屋根、シャッター、内装、パーテーション等）の材料となる金属製資材（コイル・鋼板）の製造をおこなっている。当社では、抗ウイルスや抗菌機能を有した光触媒機能を付加した塗装も行っている。この製品は建築資材の他、調理器具などの材料としても使用されている。

<当社製品>



<当社製品の施工事例①>



<当社製品の施工事例②>



（2）金属サイディングの製造（商品名：TOHO スーパーサイディングシリーズ）

軽量で地震に強く、高断熱性・高遮音性・寒冷地での対候性に優れ、施工やメンテナンス等の面での優位性も持つ住宅等外壁材である金属サイディングの製造を行っている。上記（1）で生産したプレコート材からサイディングボードへの金属加工（ロール成形・切断等）をおこなうほか、断熱材となる発泡ウレタンを完全ノンフロンにより製品内に注入する工程も自社工場内にて行っている。また、当社では木目調や窯業系サイディ

ングと同じような外観を生み出す細かな表面の金属加工を施された製品も揃えている。本製品は、最終的に住宅等の建物での新築工事、リフォーム工事等の施工を伴うため、販売は主に建材商社等を通しておこなっている。

<当社製品：セラミックテクスチャー「光彩」>



<当社製品による施工事例>



## 2. 金属製建築用部材の製造 **（主要製品：大型建築物用の屋根下地材、仮設床材）** **（売上構成比 約 4%）**

本事業部門の主な製品は、大型建築物用の屋根下地材（商品名：アイルーフ）と仮設床材（同：アイデッキフロア）の 2 種類である。本製品は主に大型建築物の部材として使用されるため、製品の構造設計が重要となる。以下、製品別に概要、及び特徴を記載する。なお、本部門の製品は基本的に、使用される建築物の設計にあわせた受注による個別生産をおこなっている。

### （1）金属製の屋根下地材（商品名：アイルーフ）

本製品は、ビル・倉庫・商業施設等の大型建物用の屋根防水を施した下地材として使用される部材である。製品自体が単体耐火性能を取得しており、当製品を採用することにより、建物設計で建物の屋根の防水材・断熱材の選定が自由になるメリットがある。また業界では唯一のフラット形状であることにより差別化が図られ、システムのバリエーションとして太陽光パネルを簡易に設置できる仕様や、機密性や断熱性を高めたシステム等建築作業の効率化や建物の機能を高める新製品を開発している。

<当社製品>



<当社製品による施工事例>



### （2）金属製の仮設床材（商品名：アイデッキフロア）

本製品は大型建築物（ビル・倉庫・体育館等）等の鉄骨・鉄筋コンクリート建築物向けの金属製の仮設

床材である。金属製で強度が計算された本製品を建物の鉄骨に敷設し、建設中の建物の中にフラットな仮設床を効率的に形成することができる。本製品はそのままコンクリート打設の型枠としての機能も果たすので、建設工事では本製品の上に配筋工事を施した後、直接、構造上の床となるコンクリートの打設を行うことができる。本製品の使用により、打設に必要な型枠工事での工期短縮や資材の削減、使用するコンクリート量の節減を行うことができる。他社との競争も多い製品ではあるが、当社ではコストを抑えるために使用する金属の薄さを追求し、かつ強度を維持できる製品の開発（ロングスパン対応デッキ）を行っていくことで、製品の競争力の向上を図っている。

<当社製品>



<当社製品による施工事例>



### 3. 金属製容器（ドラム缶の製造）の製造

**（売上構成比：約 63%）**

石油製品や化学製品等を保管する金属製容器（いわゆるドラム缶）のメーカーとして、主に汎用的な 200 リットルサイズのドラム缶の製造を行う。ドラム缶は JIS 規格により仕様が規定されている製品であり、当社の工場も JIS 認定工場である。また、その塗装色は業界団体（ドラム缶工業会）において標準色（14色）を定めているなど、規格化が進んでいる製品である。製造にあたっては、受注先との細かな仕様・数量などを打合せの上、受注毎に個別にロット生産方式にて製造をおこなっている。当社の業界シェアは概ね 8%程度と安定した営業基盤を維持している。当社では小回りの利く対応を行うことにより、競争力を高めている。

<当社製品①：ドラム缶>



<当社製品②：キミツ缶>



4. 高機能製品（ポリカーボネート製品等）の製造（主要製品：複層窓（I.G.P<sup>®</sup>）、クリアヒート<sup>®</sup>）  
（売上構成比 約 3%）

ガラスと同等の透明度を持ち、ガラスより軽量で耐衝撃性や耐久性の高いプラスチック素材であるポリカーボネート板の加工（切断加工・熱成形）をして、鉄道・船舶・航空機及び工作機械用の部品（主に窓等）を製造している。特に、ポリカーボネートを用いて軽量化を進めて、世界で初めて鉄道車両の求める高い技術要求に適合させた I.G.P<sup>®</sup>（ポリカーボネート・ガラス複層窓）は当社の高機能製品製造の起点となっている。窓の様子は車両毎に異なるため、受注は個別に基本設計から対応し、別途、外注製造している金属製の窓枠フレームと組合せて各鉄道車両に設置している。

当社で使用するポリカーボネート板は、主にサウジアラビア基礎産業公社（SABIC）の機能性ポリカーボネート（現在は POLYVANTIS 社が製造）を使用している。JR 北海道等、寒冷地での鉄道車両用窓に採用されているが、この製品の特性を活かし、国内の鉄道車両の他、海外鉄道車両（韓国、マレーシア、インドネシア、カナダ等）や他の用途への展開も図っている。その他、「通電すると面上発熱する」というポリカーボネートの特性を活かした「クリアヒート<sup>®</sup>」という製品も製造し、主に寒冷地での鉄道輸送の安定に寄与する製品の開発・展開も図っている。

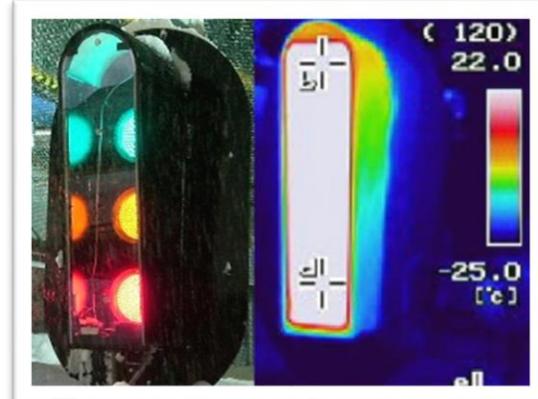
<当社製品(I.G.P<sup>®</sup>)>



<当社製品の使用例①車両窓(I.G.P<sup>®</sup>)>



(当社製品の使用例② 信号機カバー（クリアヒート<sup>®</sup>）

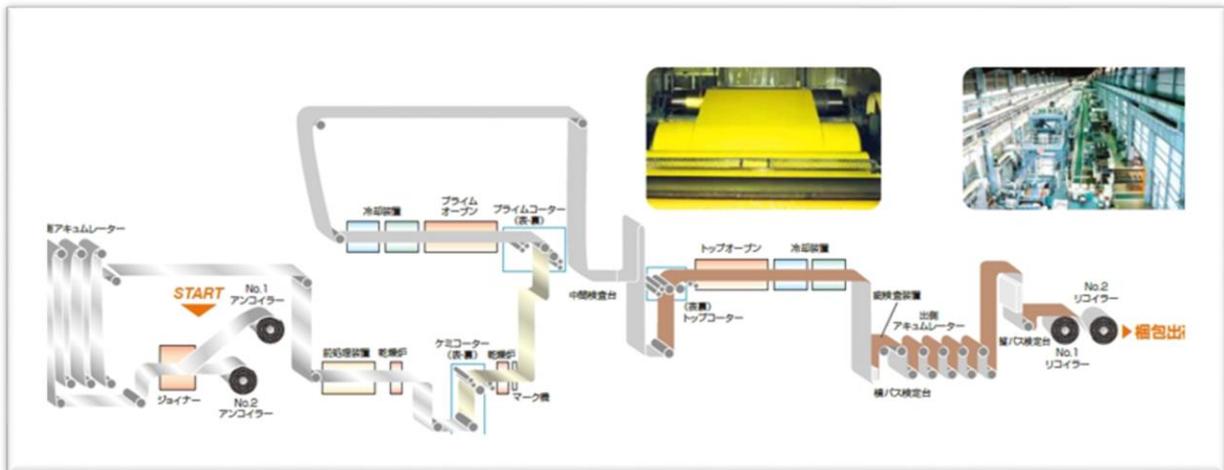


(本欄の画像は全て当社の提供による)

【主な業務フロー（生産工程）概略】

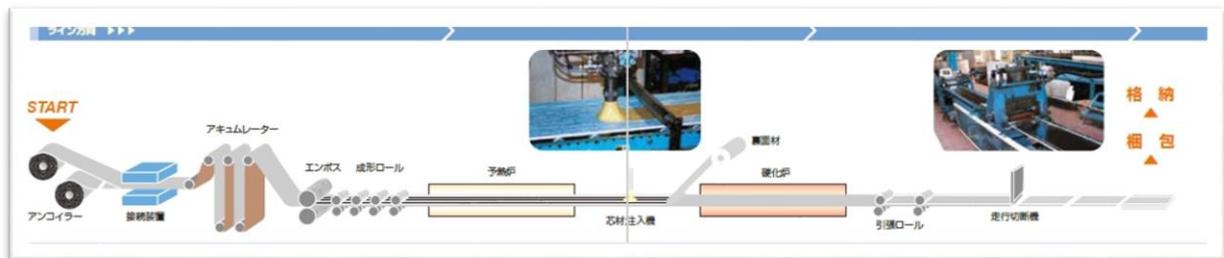
1. プレコートコイルライン（金属建材の製造）

投入した金属コイルを延ばし、前処理をおこなった上で、塗装（ケミコート、プライムコート、トップコート）と乾燥・冷却を繰り返し、完成させる。出来上がった鋼板は再び、リコイラーにて巻取り、コイルとして出荷するが、鋼板としての出荷もおこなう。



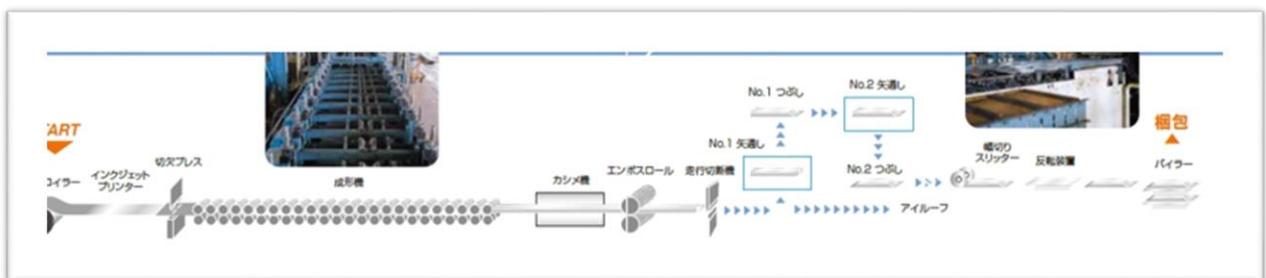
2. 金属サイディング製造ライン

プレコートされた金属コイルを延ばしエンボス加工をおこなった後に、裏面紙と装着し、その内部に発泡ウレタンを注入。それを硬化炉により成形させたものを切断して製品とする。



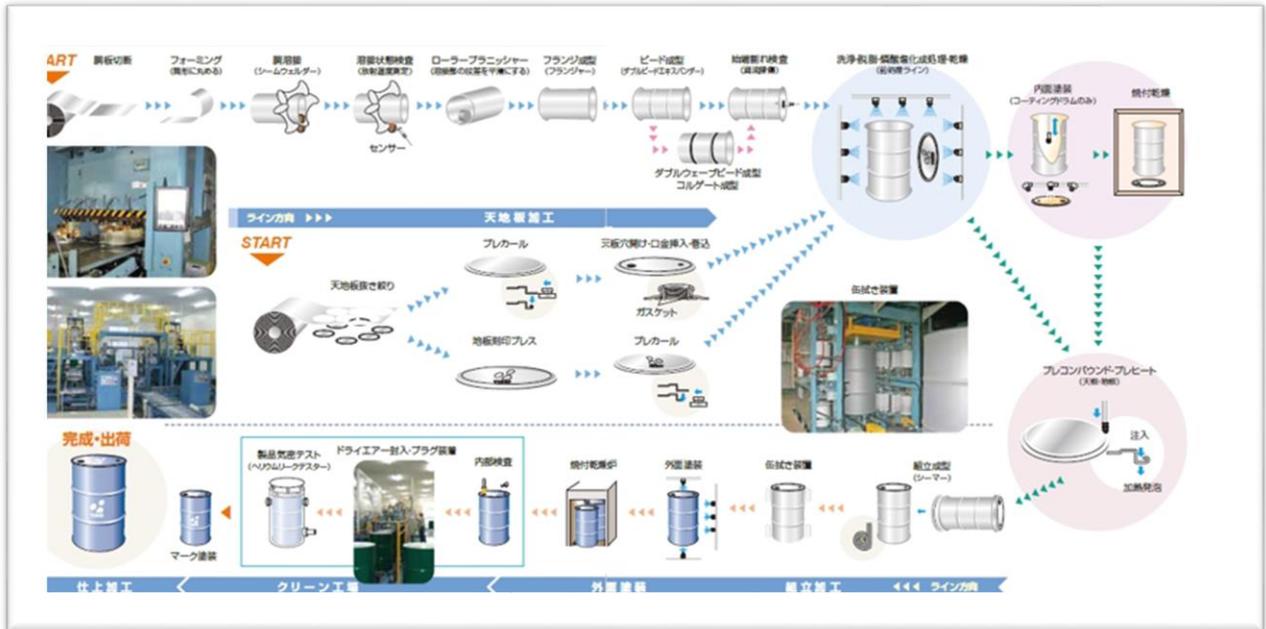
3. アイデッキ製品製造ライン

金属コイルを延ばし、ロール成型、カシメ・エンボス加工の上、切断し、製品とする。



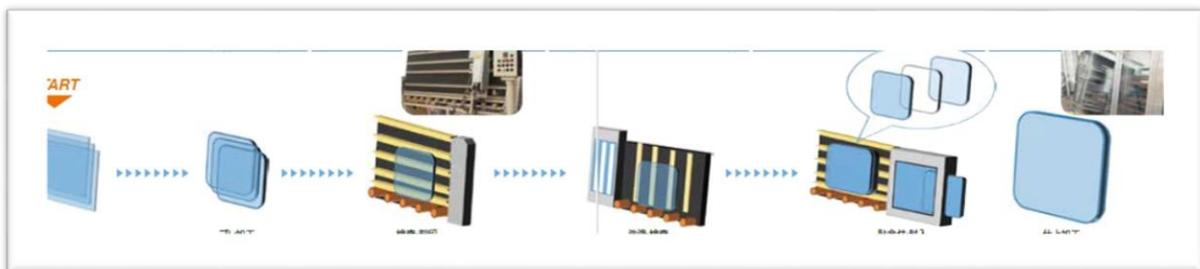
#### 4. ドラム缶自動製造ライン

金属コイルからスタートし、下記のとおり複雑な工程（溶接、金属成形・組立・塗装等）をたどって製品化されるが、製造工程は概ね自動化されている。



#### 5. I.G.P<sup>®</sup> (ポリカ・ガラス複層ハイブリッド窓) 製造ライン

ポリカーボネート板を下処理（プレ加工等）の上、クリーンな環境の中でガラス板の貼合わせ、設置用の金属フレーム封入し、製品として出荷する。

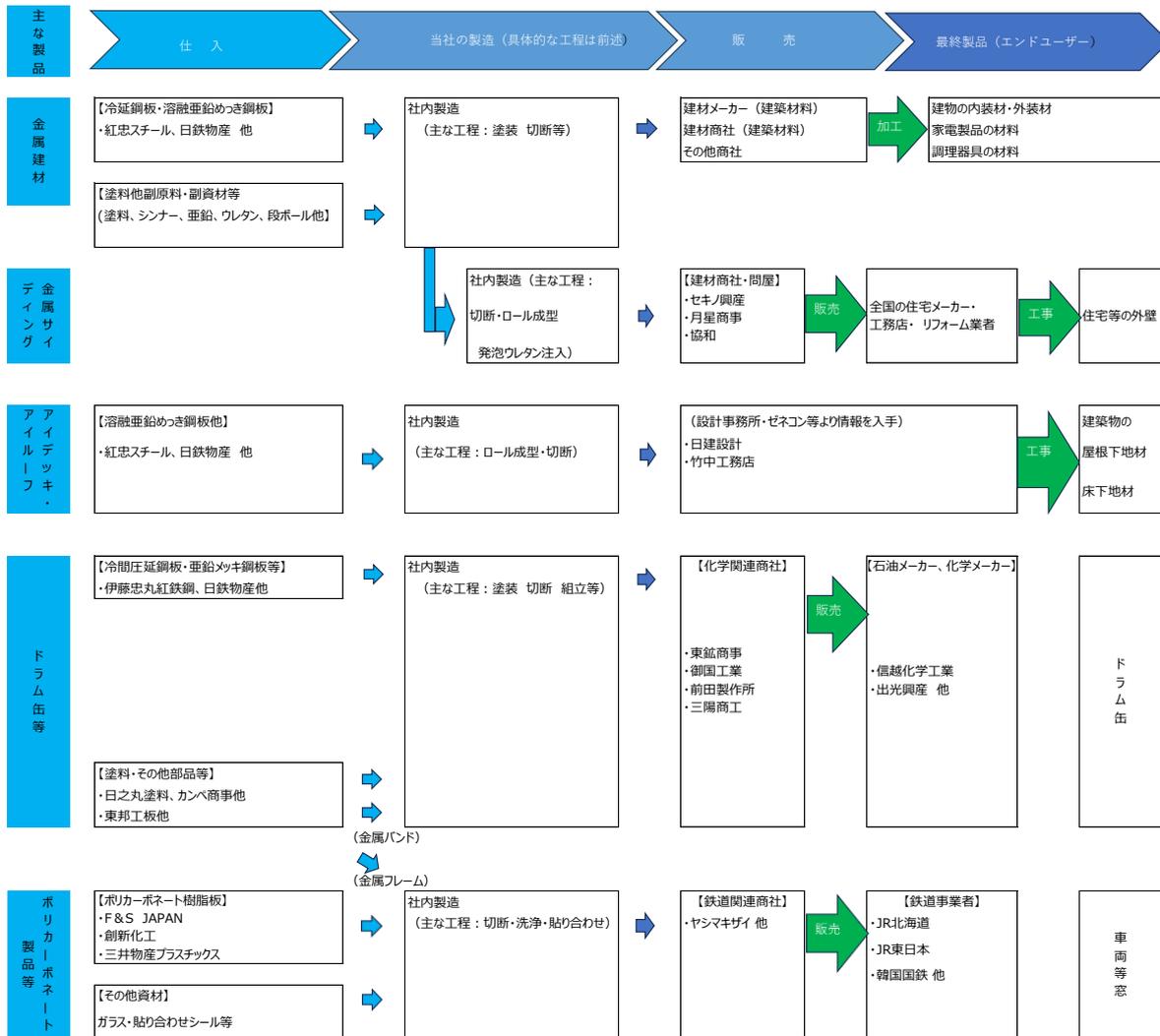


(本項目の画像は全て当社の提供による)

【商流の概略】

当社の製造工程は一部、関係会社への外注依頼品を除き、概ね自社内で製造を行っている。仕入れ・販売については 2.1 基本情報等に記載のとおり、製品の材料となる金属コイル、ポリカーボネート樹脂は鉄鋼メーカーや商社からの仕入れが主体となる。また販売は建材業者や商社等をとおして、建設現場や鉄道車両等に供給されている。製品の物流については、外部運送業者に委託している。

(図表 2) 当社商流の概略



(当社からのヒヤリングにより商工中金経済研究所にて作成)

【事業拠点】

拠点名	住所	特徴
本社・東京オフィス	東京都中央区日本橋 3-12-2	本社、容器営業部営業
八千代事業所	千葉県八千代市上高野 1812	製造工場、総務・経理部門 (敷地面積 86,701 m <sup>2</sup> )
関東営業所 (新潟・富山分室)	千葉県八千代市上高野 1812	製造工場の敷地内に所在 建材営業部営業
東北営業所	宮城県仙台市青葉区一番町 2-1-2 NMF 仙台青葉通りビル	建材営業部営業

<本社 東京オフィス>



<八千代事業所>



(画像は当社提供による)

【主な関係会社】

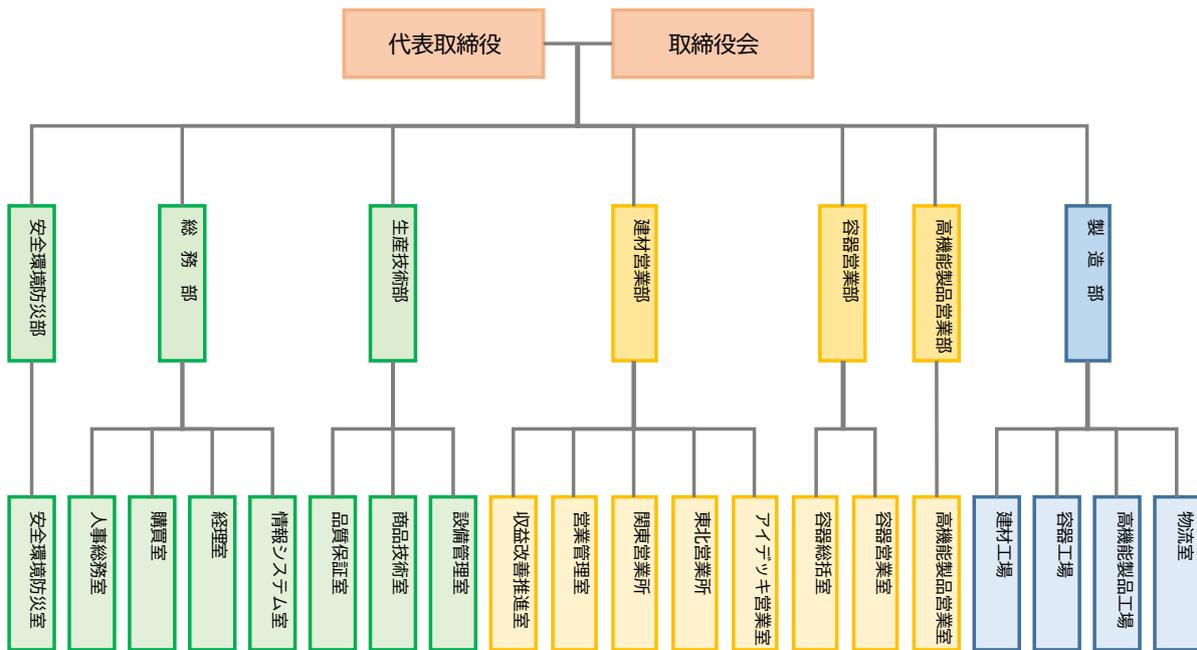
法人名	住所	特徴
東邦工板株式会社	茨城県土浦市藤沢 3337	・金属加工業（ドラム缶用金属バンドやサイディングのフレーム製造）等
株式会社松木商会	東京都中央区日本橋兜町 16-9	・当社製品（金属建材）の販売

【組織図】

(図表 3) 当社の組織図

東邦シートフレーム株式会社 組織図

2024年10月1日現在



(当社からのヒヤリングにより商工中金経済研究所にて作成)

<組織図 補足説明>

部署	取扱商品
建材営業部	(営業・開発部門) ・プレコート製品 ・金属サイディング ・アイデッキ製品 (アイルーフ、アイデッキフロア) 他
容器営業部	(営業・開発部門) ・一般容器 (ドラム缶) 他
高機能製品営業部	(営業・開発部門) ・ポリカーボネート板を加工した製品 ・IGP <sup>®</sup> ・クリアヒート <sup>®</sup> 他
製造部	上記製品の製造部門
安全環境防災部	労働安全等を主管する部署として 2023 年 10 月に新設。

**【沿革】**

1937年 3月	株式会社東邦亜鉛工業所として設立。亜鉛鉄板の製造販売を開始
1941年 5月	ドラム缶製造販売を開始（旧 東京第一工場）
1961年 7月	着色亜鉛鉄板の製造販売を開始
1964年 8月	商号を東邦シートフレーム株式会社（現社名）に改称
1968年 3月	千葉県八千代市上高野団地に八千代工場設置
1970年 5月	八千代工場に亜鉛鉄板、着色亜鉛鉄板、富士波製品の各製品工場完成により、東京第一工場を閉鎖し、八千代工場に全面移転
1971年 4月	八千代工場にて製造する亜鉛鉄板、着色亜鉛鉄板に関し JIS 表示許可
1971年 6月	スーパーサイディングの製造販売を開始
1971年 9月	八千代工場にて製造する鋼製ドラム缶に関し JIS 表示許可
1973年 2月	仙台営業所を設置
1984年 6月	アイフロア 85、アイフロア 25（仮設床板）の製造販売を開始
1995年 10月	サイディングの発泡について完全ノンフロン化技術確立
1997年 6月	八千代工場の鋼製ドラムおよび天板の製造を対象に ISO9002 認証を取得。
1997年 10月	「インスタンド」がグッドデザイン賞・外国商品賞を受賞
1998年 12月	八千代事業所を新設し、本社機能を移転
1999年 6月	エンボス加工を含む塗装各製品を対象に ISO9001 認証取得。
2002年 10月	東邦物流を物流効率化の一環として合併
2003年 4月	鉄道車両用窓 I.G.P <sup>®</sup> （ポリカーボネートとガラスのハイブリッド複合ユニット窓）の製造販売開始
2008年 5月	金属サイディング加工製品（含む付属品）の設計、開発及び製造を対象に ISO9001 の認証取得。
2008年 10月	「I.G.P <sup>®</sup> 」グッドデザイン賞受賞
2009年 11月	「クリアヒート <sup>®</sup> （ポリカーボネート樹脂窓）」グッドデザイン賞受賞
2011年 6月	亜鉛鉄板・カラー鋼板・金属サイディング・鋼製屋根・鋼製ドラム缶・鋼製パレット・車両用窓の製造に関わる事業活動を対象に ISO14001 認証を取得
2013年 10月	「鉄道信号機用フード/クリアヒート <sup>®</sup> 式信号機フード」グッドデザイン賞受賞
2014年 5月	鋼製パレットの加工製品の設計、開発及び製造を対象に ISO9001 認証を取得
2015年 10月	容器事業部容器販売グループを東京オフィスへ移転
2016年 7月	木造建築物耐火屋根断熱防水工法を開発
2018年 4月	「I.G.P <sup>®</sup> 」海外向け初受注
2020年 5月	車両用窓等樹脂製品の設計・開発及び製造を対象に ISO9001 認証取得。
2021年 3月	LCS-F 工法（耐風圧システム）を開発
2023年 2月	アイルーフでの塗膜防水システム（FDS システム）を開発

【まとめ】

当社は1937（昭和12）年に亜鉛鋼板の製造（鍍金等）にて創業して以来、90年近くにわたり、金属製品（金属製建築資材・部材、及びドラム缶）の製造を行っているメーカーである。また金属製品（鉄道車両用窓フレーム等）から展開したポリカーボネート製品（車両窓）の製造等も行っている。「人へ 住まいへ 産業へ」のスローガンのもと金属加工技術、ポリカーボネート加工技術を活用した製品開発を継続的に実施している企業である。また、首都圏近郊にある八千代事業所（千葉県八千代市）は広大な事業用地を有しており、技術の活用を活かして今後の製造業務の拡大にも期待される企業である。

（八千代事業所 全景）



（画像は当社提供による）

## 2.2 業界動向

### 1. 金属建材の業界動向

ここでは、ビル、倉庫、S C等の大型建築物や住宅等に用いる金属製建設資材部材（屋根材・床材）と、小規模建物用部材（金属サイディング）に分けて業界動向の分析を行う。

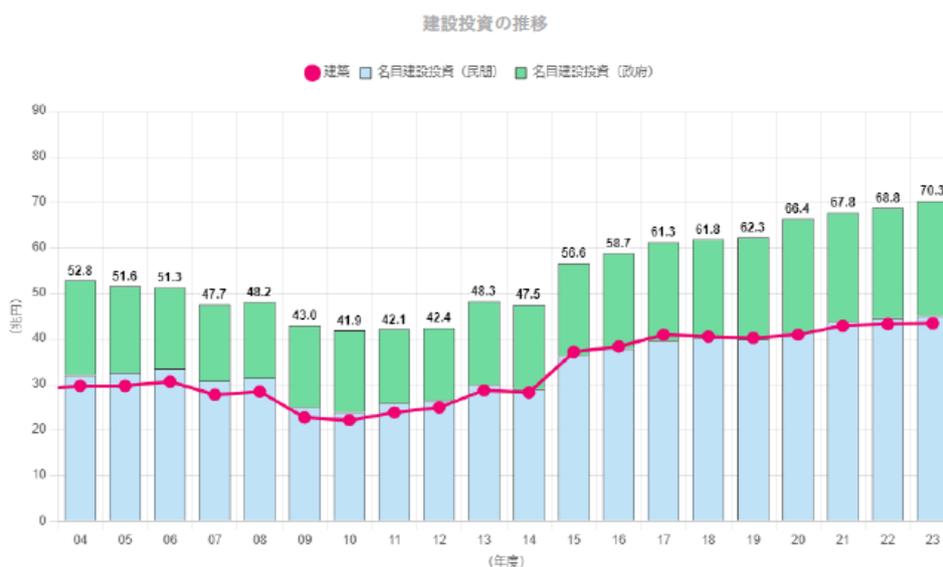
#### （1）大型建築物の動向（金属製建築用資材（アイデッキ・アイルーフ）関連）

本製品は、ビル、倉庫、S Cなど大型建設物の資材と使用されるため、その建設需要について考察する。

●建設投資は1992年度の84兆円をピークに減少が続き、2010年度にはピーク時の50%程度まで減少したが、その後は東日本大震災の復興需要等と併せて増加傾向となっており、2024年度は73兆円程度まで回復する見通しである（「国土交通省 令和6年度建設投資見通し」より引用）。建設需要の将来的な予測は難しいが、「2024年3月の（一財）建設研究所の建設経済レポート」では、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算（2023年7月）」に示された二つのシナリオをベースに2035年度の建設投資を予測しているが、民間非住宅建設投資と建築補修（改装・改修）が今後の設備投資をけん引し、名目値で66.4兆円～81.1兆円と少ない場合でも22年度の見込み値と同水準と予測している。

●生産人口の減少が続く中、建設業の就業者数の推移をみると1997年の685万人をピークに減少し、2021年には485万人迄減少し、2025年には建設業の労働者数は約90万人不足するといわれている。（国土交通省「最近の建設業を巡る推移について」等参照）一定程度の建設需要が継続した場合には、就労人口のほか、労働者の高齢化や働き方改革による労働時間の短縮もあり、建設部門での労働力不足の深刻化も懸念され、建築現場での作業効率の良い建築材料の提供が、より一層求められてくるものと予想される。

（図表4）建設業投資の推移



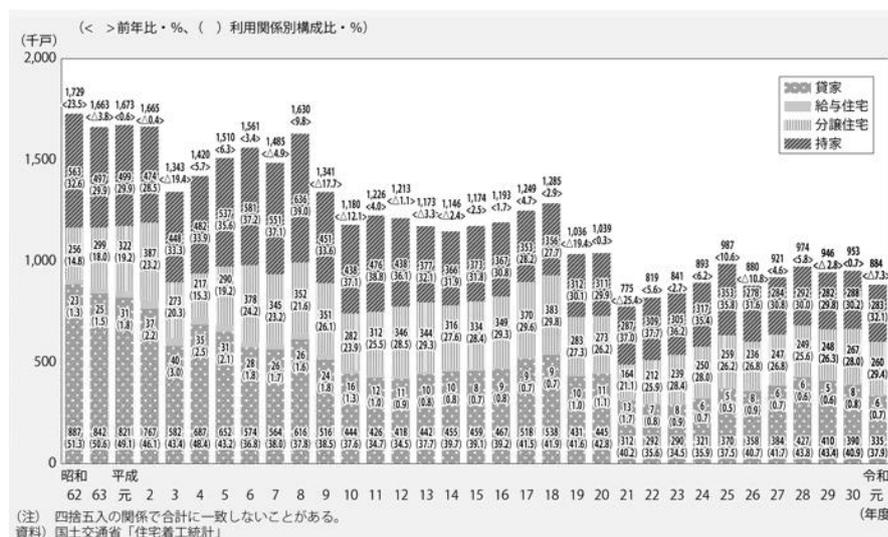
（出典：（一社）日本建設業協会 公表資料）

(2) 住宅着工件数等住宅関連の建築需要の動向 (金属サイディング関連)

- 2023 年度の新規住宅着工件数は前年比 4.6%減の 81 万 9,623 戸であり、今後更なる低下も予測される。一方、住宅リフォーム市場については、市場規模 6.5 兆円程度で引き続き、底堅い動きも予想される。
- なお、外壁素材について、株式会社矢野経済研究所の調査によれば、戸建て住宅の外壁材の素材別シェアは窯業サイディングが 78%と圧倒的なシェアを占め、金属サイディング 6%、モルタル 6%、軽量気泡コンクリート (ALC) ※2 が 4% その他が 6%となっている。当社製品である金属サイディングはまだシェアは低いものの、その断熱性、耐衝撃性、耐久性、重量等で他の素材とは異なる優れた性質を有しており、環境意識の高まりの中、今後、再び成長していく可能性も見込まれる。(図表 5 参照)

※2 軽量気泡コンクリート (ALC) : セメントペーストに発泡剤を加えて高温高圧の状態で行ったコンクリート。コンクリート内部に細かい気泡がはいることで、軽量で耐熱性や耐火性にすぐれる。

(図表 5) 住宅着工件数推移



(出典：国土交通省)

2. ドラム缶の需要動向

- 世界の工業用ドラム缶の市場規模は、その優れた耐久性・弾力性・コスト効率に加え、環境に優しいことも加わり、市場規模は 2024 年に 144 億 2000 万米ドル (約 2 兆 764 億円) と評価されている。また、2032 年までに 268 億 3000 万米ドル (約 3 兆 8,635 億円) まで達すると予測されている(「FORTUNE BUSINESS INSIGHTS 2024 年 9 月記事」より引用) 等、世界的には今後も成長が予測される製品である。
- 一方、我が国においてはドラム缶の主な用途である化学薬品用が中国向け汎用化学品の化学品の低迷、及び国内自動車向け化学品の低迷により 2023 年度は前年対比 92%という状況であった。(次頁図表 6 記載のとおり) また中長期的に見ても図表 7 に記載するとおり横ばい状態が続いている。

(図表 6) ドラム缶の種別・用途別出荷実績 (2023 年)

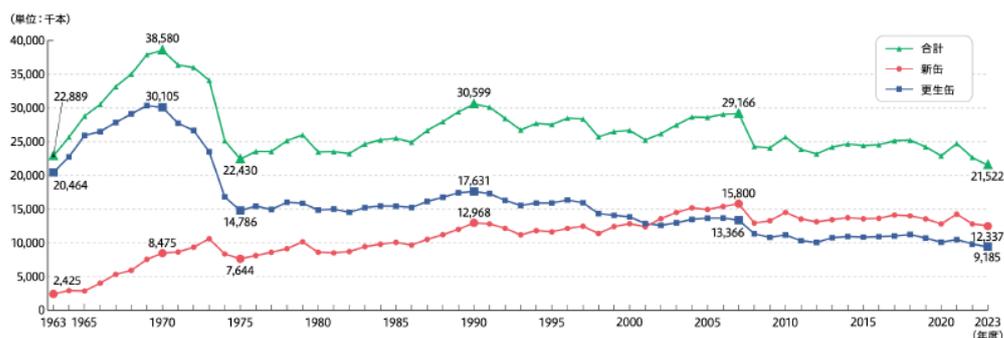
2023年種別・用途別出荷実績

缶種	2023年実績						
	本数 (千本)	前年比 (%)	用途別(本数(千本))				
			石油	化学	塗料	食料品	その他
200L缶	12,283	92.0	1,816 (90.3)	9,552 (92.7)	590 (87.3)	181 (86.4)	143 (95.9)
ペール缶	17,129	92.4	9,496 (92.8)	6,666 (91.0)	466 (118.9)	0	501 (85.2)
中小型缶	393	100.0	0	382	0	0	11
亜鉛鉄板缶	331	94.9	0	323	4	3	2
ステンレス缶	34	94.5	0	34	0	0	0
合計	30,170	—	11,312	16,957	1,059	185	657
前年比 (%)	—	—	90.7	92.6	88.6	87.0	93.6
構成比 (%)	—	—	18.2	74.4	4.6	1.4	1.4

(注) 1. 用途別200L缶、ペール缶の下限( )は前年比。  
2. 前年比ならびに、構成比は、トン数ベース。  
3. 亜鉛鉄板缶、ステンレス缶は、200Lドラムおよび中小型缶を含む。  
4. 総本数は、30,169,550本。表上数値は四捨五入による差異がある。

(出典：ドラム缶工業会 統計資料「令和 5 年度 缶種別・用途別出荷実績」)

(図表 7) ドラム缶市場動向推移 1963 年～2023 年



(出典：ドラム缶工業会 統計資料)

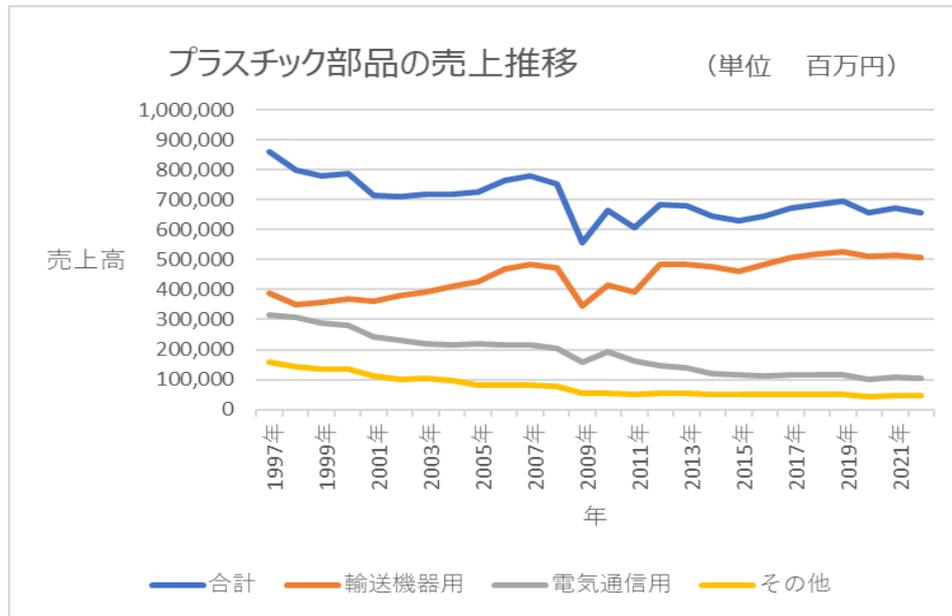
### 3. 「ポリカーボネート製品」の動向

#### (1) 素材であるプラスチック製品全体の伸び

●日本プラスチック工業会の調査(対象は社員 50 人以上の企業)によれば、プラスチック製品全体の製品売上高は 2007 年の 6 兆 4114 億円をピークに減少しており、直近(2022 年)では 5 兆 5681 億円(ピーク時の 86.8%)で推移している。その中で、プラスチック製品全体の約 1 割を占めるプラスチック部品については、次頁の図表 8 に示すとおり、輸送機器用プラスチック部品に関しては、プラスチックの機能の進化、製品における軽量化・高耐久性の要求等から、金属製品等からプラスチック部品等への代替が進んでおり、2011 年対比でも約 28%増と堅調に推移してきた。今後も世界では 2030 年頃まで年 4%程度の需要増加が見込まれるなど、輸送機器分野におけるプラスチック部品は今後も成長が期待される分野である、と考えられる。

なお、同資料では、素材としてのポリカーボネートの生産推移は 2005 年の 430,626t から減少傾向にあり、直近の 2023 年では 228,861t となっている。

(図表 8) プラスチック部品売上の推移



(出典：日本プラスチック工業連盟公表資料を基に商工中金経済研究所にて作成)

## (2) 鉄道車両の需要について

●国内での鉄道車両の生産数量は2017年の2,120両をピークに減少し2020年の生産実績は1,802両となっているが、今後も毎年1,740両程度の生産が予測され、概ね横ばいでの需要推移が見込まれる。

一方、海外については、国土交通省の調査資料によれば、世界では日本の市場規模の約67倍の年間約9.7兆円(2025年～2027年平均)が見込まれ、鉄道車両需要は日本市場よりも高い成長率が見込まれる分野である。各国のメーカーとの厳しい受注競争環境にはあるが、日本の鉄道の優位性を活かし、官民共同での受注を行っており、今後の成長が期待される分野である。

## 4. 当社の事業・製品に関する環境面での我が国の主な施策等

### (1) プラスチック資源循環法等(プラスチック資源循環戦略含む)

●プラスチックに関しては、世界的なカーボンニュートラルの方針のもと、我が国でも、2019年5月に政府がプラスチック資源循環戦略を示し、2022年4月にプラスチック資源循環法を成立させていることから、当社のポリカーボネート事業においても同法による影響が今後強くなる可能性がある。

プラスチック資源循環戦略では、従来の3R(「リデュース(Reduce)：減量」「リユース(Reuse)：再利用」「リサイクル(Recycle)：再生」)の他、「リニューアブル(Renewable)：再生利用」を加えて基本原則とし、それぞれに6つの野心的なマイルストーンを設定している。政府が定めた6つのマイルストーンは次頁の①～⑥のとおりである。

<政府が定めた6つのマイルストーン(具体的目標)>

【基本原則1: Reduce(リデュース 減量)】

①2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制

【基本原則2及び3: Reuse(リユース 再利用)、Recycle(リサイクル 再生)】

②2025年までにリユース、リサイクル可能なデザインに

③2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル

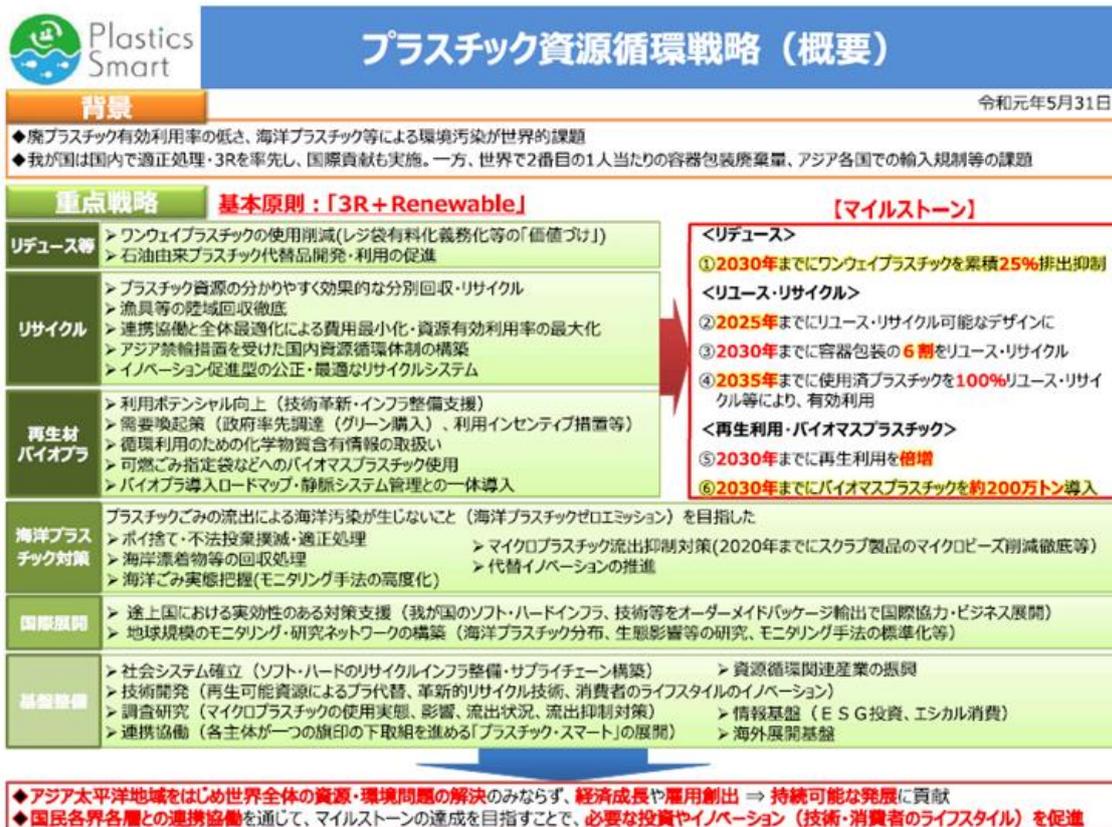
④2035年までに使用済みプラスチックを100%リユース、リサイクルにより有効活用

【基本原則4: Renewable(再生利用)】

⑤2030年までに再生利用を倍増

⑥2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

(図表9) 国が定めるプラスチック資源循環戦略(概要)



(出典: 環境省 HP)

## (2) GX推進法

2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、政府は2023年5月に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）を成立させている。この法律ではGX推進戦略実現に向け、2023年度から10年間で約20兆円規模のGX経済移行債を発行し、下記に記載する重点分野16分野<sup>※3</sup>に、分野別投資戦略として13兆円規模の先行投資を予定している。当社と関連する可能性がある分野でも「化学」「自動車」「航空機」「くらし」等で政府でも成長戦略が検討されている。

一方、GX経済移行債の償還財源（2050年度迄に償還）として2028年度より化石燃料の輸入事業者等に対して、輸入等を行う化石燃料に由来するCO<sub>2</sub>の量に応じ化石燃料賦課金の徴収の開始が予定されるほか、2033年から排出権取引制度の開始が予定されており、現在、GXリーグ等によりその実務が検討されている。

※3 重点16分野：鉄鋼、化学、紙パルプ、セメント、自動車、蓄電池、航空機、SAF、船舶、くらし、資源循環、半導体、水素等、次世代省エネ（ペロブスカイト太陽電池、浮体式等洋上風力）原子力、C S S

(図表10) GX推進法の概要

### 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案【GX推進法】の概要（2023年5月成立）

背景・法律の概要	
<ul style="list-style-type: none"> <li>世界規模でグリーン・トランスフォーメーション（GX）実現に向けた投資競争が加速する中で、我が国でも2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくためには、今後10年間で150兆円を超える官民のGX投資が必要。</li> <li>昨年12月にGX実行会議で取りまとめられた「GX実現に向けた基本方針」に基づき、（1）GX推進戦略の策定・実行、（2）GX経済移行債の発行、（3）成長志向型カーボンプライシングの導入、（4）GX推進機構の設立、（5）進捗評価と必要な見直しを法定。</li> </ul>	
(1) GX推進戦略の策定・実行	
<ul style="list-style-type: none"> <li>政府は、GXを総合かつ計画的に推進するための戦略（脱炭素成長型経済構造移行推進戦略）を策定。戦略はGX経済への移行状況を検討し、適切に見直し。【第6条】</li> </ul>	
(2) GX経済移行債の発行	(3) 成長志向型カーボンプライシングの導入
<ul style="list-style-type: none"> <li>政府は、GX推進戦略の実現に向けた先行投資を支援するため、2023年度（令和5年度）から10年間で、GX経済移行債（脱炭素成長型経済構造移行債）を発行。【第7条】</li> <li>※ 今後10年間で20兆円規模、エネルギー・原材料の脱炭素化と収益性向上等に資する革新的な技術開発・設備投資等を支援。</li> <li>GX経済移行債は、化石燃料賦課金・特定事業者負担金により償還。（2050年度（令和32年度）までに償還）。【第8条】</li> <li>※ GX経済移行債や、化石燃料賦課金・特定事業者負担金の収入は、エネルギー対策特別会計のエネルギー供給安定で区分して経理。必要な措置を講ずるため、本法附則で特別会計に関する法律を改正。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>炭素排出に値付けをすることで、GX関連製品・事業の付加価値を向上。 ⇒ 先行投資支援と合わせ、GXに先行して取り組む事業者にインセンティブが付与される仕組みを創設。</li> <li>※ ①②は、速ちに導入するのではなく、GXに取組む期間を設けた後、エネルギーに係る負担の軽減を中長期的に減少させていく中で導入。（低い負担から導入し、徐々に引上げ。）</li> <li>① 炭素に対する賦課金（化石燃料賦課金）の導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>2028年度（令和10年度）から、経済産業大臣は、化石燃料の輸入事業者等に対して、輸入等する化石燃料に由来するCO<sub>2</sub>の量に応じて、化石燃料賦課金を徴収。【第11条】</li> </ul> </li> <li>② 排出量取引制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>2033年度（令和15年度）から、経済産業大臣は、発電事業者に対して、一部有償でCO<sub>2</sub>の排出枠（量）を割り当て、その量に応じた特定事業者負担金を徴収。【第15条・第16条】</li> <li>具体的な有償の排出枠の割当てや単価は、入札方式（有償オークション）により、決定。【第17条】</li> </ul> </li> </ul>
(4) GX推進機構の設立	(5) 進捗評価と必要な見直し
<ul style="list-style-type: none"> <li>経済産業大臣の認可により、GX推進機構（脱炭素成長型経済構造移行推進機構）を設立。 （GX推進機構の業務）【第54条】</li> <li>① 民間企業のGX投資の支援（金融支援（債務保証等））</li> <li>② 化石燃料賦課金・特定事業者負担金の徴収</li> <li>③ 排出量取引制度の運営（特定事業者排出枠の割当て・入札等）等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>GX投資等の実施状況・CO<sub>2</sub>の排出に係る国内外の経済動向等を踏まえ、施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを講ずる。</li> <li>化石燃料賦課金や排出量取引制度に関する詳細の制度設計について排出権取引制度の本格的な稼働のための具体的な方策を含めて検討し、この法律の施行後2年以内に、必要な法制上の措置を行う。【附則第11条】</li> </ul>

※本法附則において改正する特別会計に関する法律については、平成28年改正において同法第88条第1項第2号に併せて手当てする必要があった所定の整備を行う。

(出典：環境省 HP)

## 2.3 企業理念、経営方針等

### 【企業理念】

TOHO スピリット
<p style="text-align: center;"><b>品質に厳しく、人に優しく。</b></p> <p style="text-align: center;"><b>時代が求める新しい価値を創造するために。</b></p> <p style="text-align: center;">時代が求める新しい価値を創造していくメーカーとして、 TOHOは「人へ 住まいへ 産業へ」をスローガンに、 常に新しい技術と開発力で変化し続ける時代のニーズに応えてまいります。</p>

行動規範
<p><b>高度技術を持つ人間集団</b> 私たちは、常に新しく高度な技術力をもって、お客様に満足していただける質の高い商品を提供します。</p> <p><b>複眼的な発想を持つ人間集団</b> 私たちは、既存概念にとらわれず、勇気と創造力そして柔軟な複眼思考をもって、お客様と時代が求めるものを追求します。</p> <p><b>健康な人間集団</b> 私たちは、ひとりひとりが充実した人生設計を立てられるように、能力開発の機会を積極的に活用しながら、心身共に健康で働ける環境づくりをめざします。</p> <p><b>公明正大な精神を持つ人間集団</b> 私たちは、法令、社会規範を遵守することは、社会的な信頼を獲得することと考えます。 高い倫理観をもって、誠実かつ公正に行動します。</p>

### ■ 品質・環境に関する取り組み方針

#### 【基本理念】

私達は、時代が求める新しい価値を創造するメーカーとして、お客様に満足いただける価値ある製品やサービスを提供することで社会に貢献します。

私達は、私達の企業活動が地球環境と深く関わりあっていることを認識し、それぞれの職場において地球環境の保全に資する活動に努め、地球環境と調和した企業づくりを目指します。

【品質・環境方針】

1. お客様のニーズを的確に把握し、お客様にとって価値ある製品やサービスを提供します。
2. 法令等を遵守したもののづくりを徹底すると共に、環境負荷低減に向けた活動を日常的に実施し、企業としての社会的責任（CSR）を果たします。
3. トップレベルの品質・コスト・納期・サービス（QCDS）を限りなく追求します。
4. 部門毎に目標を設定して、これを定期的に見直すと共に、達成状況について内部監査や ISO 会議で確認を行ないます。
5. 品質・環境マネジメントシステムの維持・向上のために、継続的に改善を実施します。

■ 安全衛生方針・年度目標

・2024 年度の目標：完全無災害の達成

・2024 年度の重点管理項目：

①安全五則の順守 安全五則は図表 12 記載のとおりであるが、当社では、各項目について別途細則を定め、それに基づき、社内での安全衛生活動を行っている。

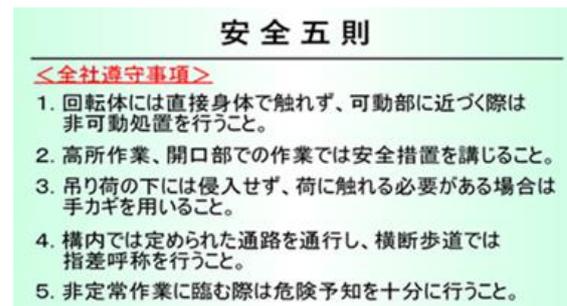
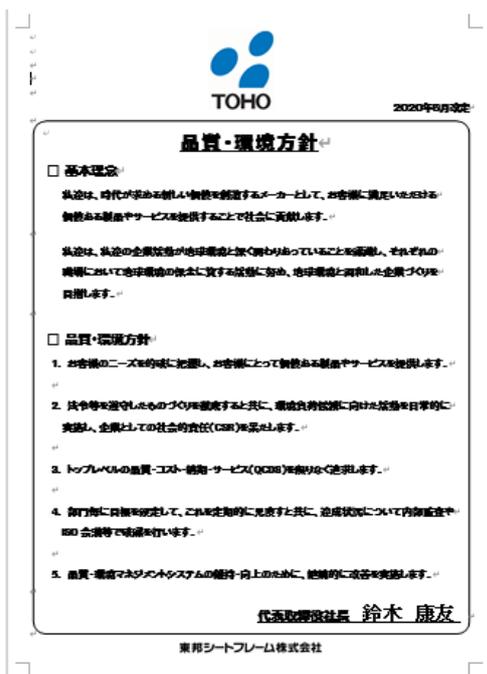
なお、当社では安全五則をポスター化し、社内各所に社内掲示を行っているほか、各社員が携行できるようカード化し、安全衛生委員会等でも唱和をおこなう等で周知を図っている。

②化学物質管理の推進

・2024 年度の 5 S テーマ 5 S が基本。全員参加で、日々実行。

(図表 11) 品質・環境方針

(図表 12) 安全五則



(画像は当社より提供)

なお、当社では、2023年1月に、国連の提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」に賛同し、持続可能な社会の実現に貢献すべく、「東邦シートフレーム株式会社 SDGs宣言」を公表している。

(図表 13) 当社SDGs宣言



## 東邦シートフレーム株式会社 SDGs宣言

当社は国連が提唱する「持続可能な開発目標(SDGs)」に賛同し、  
持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

**■ 脱炭素・循環型社会への貢献**  
温室効果ガスの削減・省エネの推進、廃棄物抑制等環境負荷低減の積極的な取組みから社会全体での環境負荷低減を実現することで脱炭素社会・循環型社会の形成に貢献します。

**【主な取組み】**

- ・ドラム缶の製造は100%再生可能商品であり、製造時のエネルギー削減等製品のライフサイクルにおける環境負荷低減に寄与
- ・フロア材の軽量化により作業効率がアップ、省人化を実現
- ・ポリカガラス利用により、窓の軽量化が図られ車両燃費向上に貢献

**■ 安全・安心をカタチにする**  
ものづくり企業として、社会・環境に配慮した商品の開発・提供を通じ、持続可能な社会形成に貢献致します。

**【主な取組み】**

- ・ピュアクリーンコート（光触媒プレコート鋼板）の設置による抗菌化
- ・金属サイディング+ウレタン水発砲によるノンフロン化の実現
- ・『アイデッキシリーズ』、『アイルーフシリーズ』の提供（経済性、施工性、強度に優れる）

**■ 暮らしの快適性追求とパートナーシップの活性化**  
地域社会やお取引先様と連携し、暮らしの快適性を追求して参ります。

**【主な取組み】**

- ・施工業者や専門会社との連携による耐久性、断熱性の高い住宅の提供
- ・災害に強い建築物の提供により住みやすい・安心・安全なまちづくりに寄与（暮らしの快適性追求）

**■ 働きやすい環境をつくる**  
誰もが「働きやすい職場」と感じられ、かつスキルアップを目指したいと思えるような雇用環境の整備への取り組みを進めて参ります。

**【主な取組み】**

- ・女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供として、「女性総合職を増加させる」目標を設定
- ・職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備として、「男性の育児休業取得の実績をつくる」目標を設定

※当社取組の出発点として、SDGsと自社の取組の関連付けを行いました。今後もマテリアリティ（優先課題）特定の掘り下げを行った上で、課題解決のための取組の強化を進めていく所存です。

**東邦シートフレーム株式会社** 2023年1月6日発行

(画像は当社提供による)

## 2.4 事業活動

当社は以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

### 【自然環境面】

#### ① 省エネルギー、GHG 削減への取り組み

● 前述のとおり、当社の製造工程では金属の加工（ロール成形、切断、加熱、焼付、乾燥等）及びプラスチック製品の加工（切断、貼り合わせ等）が主要な工程であり、その製造設備の動力源は、主に電力・都市ガスを使用している。その動力源に関する省エネ、GHG 削減への当社の取り組みは以下のとおりである。

● 省エネに関しては、「原油換算エネルギー使用量が年間 1,500kg 以上」に該当するため、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する法律（省エネ法）上の特定事業者該当し、法に基づく省エネ措置（中長期計画の策定、定期報告等）を行い、削減を図っている。（2024 年 3 月期の対前年比削減実績は 使用量ベースで、電力が▲5.2%、都市ガスが▲7.8%の削減を行っている）

● 温室効果ガス(GHG)についても、上記と同様に地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）の特定排出者にも該当するため、行政に対し同法に基づく温室効果ガスの算定・報告を行っている。

なお、GHG 排出に関しては、当社は中小企業向 SBT の認定を受けており、基準年である 2021 年の排出量（Scope1、Scope2 合計）3,657.4t-CO<sub>2</sub>/年に対し、目標年を 2030 年として、1.5 度水準（年率 4.2%）の排出量削減を計画している。

● 当社は全事業を対象として 2011 年に ISO14001 の認証を取得しており、上記の活動は、環境マネジメントシステムの中で、全社に計画を展開、運用・マネジメントレビューも行われている。

● 2024 年 9 月時点では、太陽光発電等の再生エネルギーの活用設備の導入は特段行われていないが、事務所、工場等の照明は LED 照明への転換はほぼ終了しており、省エネ・GHG 削減に取り組んでいる。

#### ② 大気の保全への取り組み

● 前述の当社製造工程にみられるとおり、塗装工程（プレコート加工、ドラム缶製造）もあることから、VOC（揮発性有機化合物）の排出についても対応が必要となる。（当社工場は大気汚染防止法に定める VOC 排出施設に該当する）当社では環境マネジメントシステムにて塗装工程での塗膜機ノズルの使用期限の適正化等を管理し、塗料原単位の低減を図ること等により VOC の発生の低減を図っている。また、法律に基づく VOC 排出の測定及び記録の保存、並びに排出施設の点検は適正に行われている。

● 当社の物流については外部委託しており、当社でトラック等の大型自動車は保有していない。当社で所有するのは普通自動車等（営業用普通自動車、送迎用マイクロバス、小型フォークリフト等）のみであり、それらの車両は排出ガス（Nox PM）規制対応済みの車両である。

#### ③ 工場排水への取り組み

● 当社の製造工程においては洗浄、冷却のために水を使用するため、その排水についても対応に取り組むことが法令上もとめられている。当社は水質汚濁防止法に基づく「特定事業場」に該当し、行政（千葉県）に対

する届け出を行い、同法に基づく排水基準の順守状況につき、定期的に工場排水の水質を測定し、基準値以下であることを確認している。また、当社事業所の周辺には利根川水系の湖沼である印旛沼があり、印旛沼は湖沼水質保全特別措置法の指定湖沼として定め、当社工場もその指定医地域内に存在するため、水質汚濁防止法のほかにも湖沼水質保全特別地方に定めた水質基準の確認を行っている。本項目についても環境マネジメントシステムに取り組み削減を継続的に図っている。

#### ④ 産業廃棄物削減への取り組み

● 当社はプレコート加工及び、ドラム缶の製造において、金属への塗装を行っており、そこで使用する有機塗料の排水処理の過程で沈殿物が生じる。その沈殿物（汚泥）は産業廃棄物処理法上の特別管理産業廃棄物に該当する汚泥となるが、こちらの処理についても法令に従い、特別管理廃棄物管理責任者を定め、基準に該当する許可業者に処分をいたくすることにより対応している。また、環境マネジメントシステムの中で、組織的に削減に取り組んでいる（2023年度排出実績 22.8t）。

● 当社の製造工程で主要な材料として使用する金属・ポリカーボネート板については、分別の上、概ね 100% 有価物としてリサイクルされているが、上記の塗料や I.G.P<sup>®</sup> で使用する貼合せシール等一部部材、及び梱包材については産業廃棄物として廃棄している。これらについても環境マネジメントシステムの中で、削減目標等を策定、管理をおこなっている。

（参考）なお、当社より製品として出荷されるドラム缶は、ユーザーでの使用の後「ドラム缶更生業者」により洗浄等の再生化が図られ、一定の回数（概ね 4～5 回程度）は新品と同様のドラム缶として再生利用されている。この数回の再生利用の後には、金属スクラップ材として、鉄鋼メーカーにてより回収され、再度「鉄」として再生されているなど、ドラム缶は「3R の優等生」と言われている。

#### ⑤ その他、資源の有効活用、廃棄物の削減に関する取り組み

● 上記の取り組みの他、日常的に使用している電力・紙の削減については、間接部門も含め、全社的に環境マネジメントシステムの全社共通項目として取り上げ、削減に取り組んでいる。なお、当社では現在、DX 戦略の一環として基盤システムの再構築（業務改革プロジェクト）を図っている。その中で生産管理、原価管理の精緻化の他、稟議や指示伝達等での業務効率改善及びペーパーレス化図っている。

#### ⑥ 環境に配慮した新製品の開発、普及への取り組み

当社では、その製造技術を活用し、各事業部門において環境に優しい製品を数多く取り揃えている。以下に記載のとおり、それらの製品の普及や今後の新たな製品開発により、環境問題への貢献を行っている。

##### ● ピュアクリーンコート（光触媒プレコート鋼板）

光触媒作用を持つ化学物質を塗装した鋼板を供給することにより、建築物等の空気浄化、抗菌、抗ウイルス機能を発揮させている。

##### ● 金属サイディング

使用する鋼板に遮熱塗装を施し、発泡ウレタン等のノンフロン断熱材（1995年）を組み込んだ、軽量で高

耐久性のある金属サイディングの機能を強化し、普及を図ることで、暮らしの快適性の向上に貢献している。またリフォーム市場での活用を促進することにより、住宅の実質耐用年数の増加や断熱性等の向上等による住宅環境の改善にも寄与する。

#### ●アイルーフ

金属製の屋根材であるアイルーフを木造建物でも利用できる「木造建物断熱防水工法（2016年開発）や塗膜防水システム（2023年開発）の普及・拡販を図ることにより、建築における木材の利用促進や機能向上に寄与する。

#### ●アイデッキフロア

フラットで施工のしやすい金属製仮設床材であるアイデッキフロアについて、サイズのロング化や金属厚の薄型化によりコスト削減を図りながら、その特性を活かした「型枠工事等の短縮化」や「使用するコンクリートの削減」等建設現場の効率化によるインフラ整備の貢献に寄与する。

#### ●ポリカーボネート製品・I.G.P<sup>®</sup>技術を活かした製品開発

プラスチックの一種であるポリカーボネート素材とガラスとの組み合わせを実現（2003年）した当社のI.G.P<sup>®</sup>技術等を活用し、その特性（軽量・高耐久性等）を活かした新製品の開発、拡販を行っていくことにより、鉄道、自動車、航空機等で求められる資源循環戦略（SR+R）やGX推進法に沿った製品を開発・販売していく。（部品の高寿命化・軽量化・廃棄物の削減）。また、通電により発熱するというポリカーボネートの素材特性を活かして、寒冷地での信号機や鉄道車両等の安定・安全運行に資する製品も開発している。

### 【社会面】

#### ① 人材確保及び育成への取り組み

●当社の社員は2024年9月時点で167名である。労務管理面において2023年度の年間休日は124日、社員一人当たりの月平均の時間外労働は4.4時間（前々年度対比▲3.6時間の削減）、有給休暇取得率は73.8%（前々年度対比+13.2%増加）と全体的にはワークライフバランスでの取り組みは進んでいる。時間外労働や有給休暇の取得については、規定類も整備され、安全衛生委員会等で適切に管理されており、法令に即した対応がなされている。また、社員の平均勤続年数も19.0年と一般水準を大きく上回り、安定した雇用の確保もしている。

●一方、社員の平均年齢が44歳、社員の年齢構成の点でも40歳未満の社員の割合が30.5%と、人員構成上では、やや社員の高齢化がみられ、次世代を担う若手人材を計画的に確保し育成していくこと、及び中高年層の活性化や組織横断的な人材育成が当社の今後の課題となっている。採用面では、当社では大学生、高校生のインターンシップ制度を設け毎年、数名の学生の受け入れを行うことで、学生の就職機会の増大を図っている。また、入社後は研修体系を整備して、人材の育成を図り、技術の継承・営業力・開発力の強化を図っている。当社は事業が多部門に及ぶが、今後は組織横断的な人材育成を指向している。

●業務上に必要な免許取得、技能講習の受講（フォークリフト、クレーン、アーク溶接等）については社内定め、本社で管理を行い、順次社員の資格取得、講習受講を推奨し、その費用については会社負担にておこなっている。上記以外の資格取得についても、業務に関連するものは会社の費用負担で取得できる制度も設けている。

## ② 社員に対する福利厚生への取り組み

- 当社では社員への福利厚生として、一般的な休暇制度、退職金制度、財形制度、住宅取得支援制度（住宅融資）の他、社員が一定の条件の下、月額 5,000 円の負担で借上げ住宅を利用できる制度を設けるなどの福利厚生の充実を図っている。
- 社員の障害・老齢・遺族にたいする補償としては、労災保険、雇用保険、厚生年金保険加入により対応している。なお、業務上の労務災害については上記の公的保障の他、民間の労災保険にも加入して法定外での補償対応を可能にするなど、公的な支援を超えた体制も整備している。

## ③ 賃金に対する方針・取り組み

- 当社は人事制度において職能資格制度を採用し、本人給・職能給・年齢給及び諸手当を基礎とする賃金制度を設計、運用している。業績については主に賞与にて反映しており、それぞれ人事考課を実施し、組織的な運用が行われている。
- 昇格や年齢による定期昇給の他、近時は物価水準等勘案し、月額でのベースアップも実施し、大手企業を含む業界の給付水準に近づけるよう配慮は行われている。将来的には事業計画の達成や事業構造の改善による処遇の改善も指向している。
- 最低賃金の確認については見直しの都度、全年齢層について確認をおこなっている。また近時の採用環境を踏まえ、新入社員の初任給については社内水準を上回る金額の上昇を設定している。
- 現在、有期契約社員（一般社員）が 2 名在籍している（全体の 1.1%）。この 2 名はまだ 5 年未満の雇用であるが、制度としては無期転換ルールに対応できるよう人事関連規定は整備済みであり、法令に即して非正規社員の就労機会の確保にも努めている。

## ④ 社員の健康、及び労働安全衛生に関する取り組み

### （１）衛生・健康面

- 当社は塗装工程にて有機溶剤を扱うため、一般の定期健康診断の他、対象の社員について特定業務従事者の健康診断の受診も必要となるが、双方とも受診率は概ね 100%である（2023 年度実績）。また法令に基づくストレスチェックも毎年実施されている。これらの健康チェックや時間外勤務管理については毎月実施している安全衛生委員会にて確認がなされている。これらの取り組みも踏まえ、当社は加入している健康保険組合から「健康づくり企業宣言」の認定も受けている。

### （２）労働安全面

- 当社では年度毎に安全衛生管理計画を策定し、毎月 1 回の安全衛生委員会の活動状況（安全管理パトロール、リメンバー活動＜過去の労災発生事例を毎年の発生月に対策の実施状況等を確認する活動＞同業他社の労災事例等の紹介、労災発生に関するリスクアセスメント活動、ヒヤリハット活動）の確認を行っている。また、その活動については毎月、壁新聞「安全かたろう」を発行し、社員への周知を行っている。
- 5 S については「5 S が基本。全員参加で、日々実行」との年度テーマのもと、各月毎に重点項目を定め、5 S 活動を行っている。

- 2023 年度には年間を通して、製造部署に対し、作業のリスクアセスメントを実施し、リスク毎にその抑止策（注意事項）をまとめる活動を行っている。
- 2024 年度は、安衛法改正に伴う、有害物質のリスクアセスメントについても、化学物質管理者を選任し、安全社員への周知、対象物質の抽出及び SDS（セーフティ・データシート）による確認作業等を安全衛生委員会にて管理を行い、作業をすすめている。
- 労働安全衛生の目標として「完全無災害の達成（業務災害の発生ゼロ）」を掲げている。
- 労働安全衛生に対する取り組みを充実させるため、2023 年 10 月に社内に「安全防災部」を新設している。  
（同部は 2024 年 10 月に「安全環境防災部」へ組織変更）
- ハラスメント防止に関しては、就業規則にて「ハラスメントの防止に関する規定」を定めているほか、各職層別に研修（アンガーマネジメント研修、レジリエンス研修）などを実施し、情報の周知、ハラスメントをおこさない組織風土づくりにとりくんでいる。また内部通報制度についても人事総務室を通報窓口と定め、社内に周知し、社員が相談できる体制を整えている。

#### ⑤ 女性活躍推進への取り組み

- 当社社員の 2024 年 9 月時点での女性比率は全社員ベースでは 12.5%（21 名/167 名）総合職層では 1.4%（1 名/70 名）、管理職層では 1.9%（1 名/52 名）と国が「女性活躍推進に向けた目標と取組」で掲げている「2030 年度に女性社員比率 30%」「2030 年度に女性管理職比率 30%」には達していない状況にある。近時は当社に事業内容や現状の人員構成を踏まえ、女性の担える職種について募集活動はおこなっているものの、結果的には実績の改善には至っていない。当社も課題認識を持ち 2022 年に女性活躍推進法に基づく一般事業主計画<sup>※4</sup>を策定し、その改善に取り組んでいる。

（※4）当社の一般事業主計画の概要 <計画期間 2025 年 3 月迄>

「目標①女性総合職を 1 人以上増加させる」「目標②男性の育児休暇取得の実績を作る」

#### ⑥ 高齢者雇用に対する取り組み

- 当社の定年は 60 歳であるが、65 歳迄の継続再雇用制度を設けており、現在 2 名の社員が定年時再雇用社員として就労している。また、この制度を終了した 65 歳以上の社員も 6 名継続的に雇用しており、高齢者雇用に関しても積極的に取り組んでいる（対象者のうち希望者の継続率は概ね 100%である）

#### ⑦ 障がい者雇用に関する取り組み

- 当社は障害者雇用について関心をもって対応しており、2024 年 9 月時点での障がい者雇用は 2 名である。今後も法定雇用率の充足を目標として、対象となる人材募集は継続して行っている。

### 【社会経済面】

#### ① 自然環境の保護活動に関して、行政との連携して行っている取り組み（印旛沼連携プログラム）

- 当社は八千代事業所のある「上高野工業団地工場協議会（千葉県八千代市）」の一員として地元の八

---

千代市と連携で、印旛沼（利根川水系）の 高野川のパトロール及び清掃活動（月 1 回）、水質調査及び研究会の実施（年 1 回）に参加して活動を行うなど、地元自治体と連携した地域の自然環境の保護活動を行っている。

## ② 芸術文化への支援の取り組み

- 当社は東京の紀尾井町ホールを拠点に音楽分野（洋楽および邦楽）における音楽家の育成、演奏会の開催、優れた音楽活動に対する支援を行っている公益財団法人日本製鉄文化財団に寄付を行い、同法人の芸術活動を支援している。
- 当社は千葉県佐倉市にある DIC 川村記念美術館の法人サポーターズ会員に加入し、また寄付を行うことで、同法人の芸術支援活動をサポートしている。

## ③ BCP（災害等の緊急事態に遭遇した際に、事業を継続し損害を最小限に抑えるための計画）への取り組み

- 当社では住宅や大型建築物、産業や鉄道車両等輸送用機器の社会インフラを支える製品を供給するメーカーとして災害時でも安定的に事業継続をおこなうべく、BCP の策定に着手している。

### 3.包括的インパクト分析

#### UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

社会（個人のニーズ）		
紛争	現代奴隷	児童労働
データプライバシー	自然災害	健康および安全性
水	食料	エネルギー
住居	健康と衛生	教育
移動手段	情報	コネクティビティ
文化と伝統	ファイナンス	雇用
賃金	社会的保護	ジェンダー平等
民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済（人間の集団的ニーズ）		
法の支配	市民的自由	セクターの多様性
零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束
自然環境（プラネタリーバウンダリー）		
気候の安定性	水域	大気
土壌	生物種	生息地
資源強度	廃棄物	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方のインパクトを表示）

#### 【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	金属製タンク、リザーバー、容器の製造 構造用金属製品の製造 プラスチック製品の製造
ポジティブ・インパクト	雇用、賃金、インフラ
ネガティブ・インパクト	健康および安全性、賃金、社会的保護、気候の安全性、水域、大気、 土壌、生物種、生息地、資源強度、廃棄物

**【当社の事業活動などを踏まえて特定したインパクト】**

■ ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
教育	➤ 人材確保及び育成への取り組み
移動手段	➤ 環境に配慮した新製品の開発、普及への取り組み
雇用	➤ 人材確保及び育成への取り組み
賃金	➤ 賃金に対する方針・取り組み
インフラ	➤ 環境に配慮した新製品の開発、普及への取り組み

■ ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取組内容
自然災害	➤ B C P への取り組み
健康および安全性	➤ 社員の健康、及び労働安全衛生に関する取り組み
賃金	➤ 賃金に対する方針・取り組み
社会的保護	➤ 人材確保及び育成への取り組み ➤ 社員に対する福利厚生への取り組み
気候の安定性	➤ 省エネルギー、GHG 削減への取り組み ➤ その他、資源の有効活用、廃棄物の削減に関する取り組み
水域	➤ 工場排水への取り組み
大気	➤ 大気の保全への取り組み
土壌	➤ 産業廃棄物削減への取り組み
生物種、生息地	➤ 工場排水への取り組み ➤ 自然環境の保護活動に関して、行政と連携して行っている取り組み
資源強度	➤ 産業廃棄物削減への取り組み
廃棄物	➤ 産業廃棄物削減への取り組み ➤ その他、資源の有効活用、廃棄物の削減に関する取り組み

■ ポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクトの両方

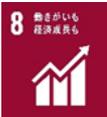
インパクト	取組内容
雇用（ポジティブ・インパクト） ジェンダー平等（ネガティブ・インパクト）	➤ 女性活躍推進への取り組み

■ 特定しないインパクト                    該当ありません

#### 4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

当社は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下 KPI という）を設定した。  
 なお設定した KPI のうち目標年に達したものについては再度の目標設定等を検討する。

##### 【ポジティブ・インパクト】

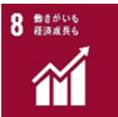
<b>特定したインパクト</b>	<b>「教育」</b>		
<b>取り組み内容 (インパクト内容)</b>	人材確保及び育成への取り組み		
<b>KPI</b>	①社員の技術力・営業力の多能化（ローテーション含む）や強化に関する人材育成体制を 2030 年迄に整備し、この社内外の研修等を年 2 回以上行う。  ②上記と併せ、2030 年迄に育成・評価・研修制度等、管理体制の見直しを行う。		
<b>KPI 達成に向けた取り組み</b>	▶ 人材育成（研修等含む）体系の中に、組織横断的なコミュニケーションや営業社員への技術面でのサポート、営業・製造双方の分野で多能化等の人材育成を図る内容を取り入れる。 ▶ 組織の活性化を指向する研修や、組織横断的なコミュニケーションを指向する研修・自己啓発等の拡充を図る。		
<b>貢献する SDGs ターゲット</b>	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	
	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する	

【ポジティブ・インパクト/ネガティブ・インパクトの両方】

特定したインパクト	【ポジティブ・インパクト】「移動手段」「インフラ」 【ネガティブ・インパクト】「自然災害」		
取り組み内容 (インパクト内容)	環境に配慮した新製品の開発、普及への取り組み BCP への取り組み		
KPI	<p>① アイテック製品の売上増加 2030 年度売上目標 10 億円 (2024 年度 3 月期売上実績 3.8 億円)</p> <p>② ポリカーボネート関連製品 (IGP<sup>®</sup>・クリアヒート<sup>®</sup>) の販路拡大 2030 年度売上目標 6 億円 (2024 年度 3 月期売上実績 4.0 億円)</p> <p>③ 安定的な製品供給に必要な BCP 計画を 2026 年度までに策定し、体制を確立していく。</p>		
KPI 達成に向けた取り組み	<p>➢ 営業活動及びその管理の標準化し、業績をより反映する賃金制度への見直しを行う。</p> <p>➢ 市場のニーズに合わせた商品開発を継続的に行う。</p> <p>➢ IGP<sup>®</sup>製品については海外も含めて車両窓としての拡販を図る。</p> <p>➢ 材料のカーボンニュートラル・グリーン鋼材化への取り組みを行う。</p> <p>➢ DX 推進により、原価管理・生産管理等を拡充させる。</p> <p>➢ BCPについては「連絡体制」「人」「設備」面での対応方針を検討、整備、訓練をしていく。</p>		
貢献する SDGs ターゲット	9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	

特定したインパクト	【ポジティブ・インパクト】「雇用」 【ネガティブ・インパクト】「ジェンダー平等」		
取り組み内容 (インパクト内容)	女性活躍推進への取り組み		
KPI	①総合職の女性社員比率を2030年度までに5%にする (2024年9月時点の実績は1.4%)		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 学校訪問やインターンシップの拡大・紹介活動を拡充する。</li> <li>➤ 採用ツールの多様化（SNS の適切な運用・画像の活用・媒体の見直し）を図る。</li> <li>➤ 健康経営優良法人等の外部認証の取得による企業イメージの向上を図る。</li> <li>➤ 学生向け会社説明会の資料の見直しを行う。</li> <li>➤ 育児休業に関する制度、管理方法、周知方法を見直し、育児休暇制度の取得実績を上げる。</li> </ul>		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	10.10	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	「健康および安全性」		
取り組み内容 (インパクト内容)	社員の健康、及び労働安全衛生に関する取り組み (健康・衛生面) (労働安全面)		
KPI	<p>①労働災害（不休災害含む）発生0を達成する。</p> <p>②健康経営優良法人認定制度の認定を新規取得し、毎年継続する。</p>		
KPI 達成に向けた取り組み	<p>➤ 毎年、安全衛生管理計画の適切に作成し、安全衛生委員会でフォローをおこなう。</p> <p>➤ 有害物質のリスクアセスメントを完成させ、対策の実施等を適切に運用する。</p> <p>➤ 安全衛生に関する法令の改正や他社での発生事例を着実にフォローする。</p>		
貢献する SDGs ターゲット	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	
	8.8	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	

特定したインパクト	「気候の安定性」「水域」「大気」「土壌」「資源強度」「廃棄物」		
取り組み内容 (インパクト内容)	省エネルギー、GHG 削減への取り組み 工場排水への取り組み 大気の保全への取り組み 産業廃棄物削減への取り組み		
KPI	①ISO14001 に基づく「省エネ」「GHG」「その他廃棄物」「産業廃棄物削減」「資源リサイクル」に関する環境マネジメントシステムの運用を毎期適切に行う。  ②ISO14001 の認証を継続する（次回審査 2026 年）		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 毎年、環境マネジメントシステムによる計画の策定、運用、内部監査及びマネジメントレビューを適切に行う。</li> <li>➢ 省エネ、GHG の削減については日々の運用管理による削減と設備の更新等による削減との両面から対応を検討する。</li> <li>➢ DX 推進による業務の効率化等により紙の利用の削減を図る。</li> </ul>		
貢献する SDGs ターゲット	7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	
	11.6	2030 年までに、大気の大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	
	12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	
	12.4	2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	

【特定したインパクトで KPI を設定しない理由】

特定したインパクト	KPI を設定しない理由
賃金（ネガティブ・インパクト）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 当社では初任給は近隣の企業と同じ水準で設定している。入社後の処遇についても人事制度に基づき、客観的な評価による運用が行われている。物価上昇に対する毎年の賃上げについても対応をしており、本項目に関する KPI は設定しない。</li> <li>➤ 当社では、全年齢帯の報酬について「最低賃金」を上回る様、随時確認はされており、定昇及びベースアップにより大手企業を含む業界水準並みの給与水準を指向している。</li> </ul>
社会的保護（ネガティブ・インパクト）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 当社では労災保険、雇用保険、及び厚生年金等の公的制度に基づき、障害・高齢・遺族に対する補償を行う体制をとっている。また、労働災害については民間の労災保険等を利用し法定外給付にも対応する制度を設けている。</li> </ul>
生物種・生息地（ネガティブ・インパクト）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 当社は排水処理にあたり、水質汚濁防止法による基準への対応、千葉県立印旛手賀自然公園に属する印旛沼を指定湖沼とする湖沼水質保全特別措置法による基準対応した管理を行っている。よって本項目に対する KPI は設定しない。</li> </ul>

## 5.サステナビリティ管理体制

当社では、本ファイナンスに取り組むにあたり、鈴木代表取締役を最高責任者として、自社の事業活動 8 7 6 とインパクトリーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス 実行後も、鈴木代表取締役を最高責任者とし、KPI 毎に選任されたリーダーを中心として、全社員が 一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役	鈴木 康友
(プロジェクト・リーダー兼事務局)	総務部 部長	須澤 健一

## 6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、当社と商工中金並びに商工中金経済 研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商 工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、当社と協議して再設定を検討する。

## 7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。当社は、上記の結果、本 件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商 工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 岩本 任史

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190